



島根県報

平成19年 3月30日 (金)

号外 第 53 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公企規程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程	1
島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程	3

島根県公営企業管理規程

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局組織規程の一部を改正する規程

島根県企業局組織規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「開発課」を「施設課」に改める。

第 4 条の表総務課の項第 1 号中「基本計画」を「重点施策」に改め、同表経営課の項第 1 号中「及び経営管理」を「経営管理及び経営分析」に改め、同項第 2 号中「開発課」を「施設課」に改め、同項第 3 号中「及び工事の執行」を削り、「開発課」を「施設課」に改め、同項中第 4 号を削り、第 5 号を第 4 号とし、第 6 号を削り、第 7 号を第 5 号とし、第 8 号を削り、同項第 9 号中「開発課」を「施設課」に改め、同号を同項第 6 号とし、同表開発課の項中「開発課」を「施設課」に改め、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同項第 3 号中「（土木事業に限ることに限る。）」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項第 4 号を削り、同項第 5 号中「（土木事業に限ることに限る。）」を削り、同号を同項第 3 号とし、同項中第 6 号を第 4 号とし、第 7 号を第 5 号とし、同項第 8 号中「（斐伊川水道建設事業に限ることに限る。）」を削り、同号を同項第 6 号とし、同項第 9 号を削り、同項第 10 号中「（斐伊川水道建設事業に限ることに限る。）」を削り、同号を同項第 7 号とする。

第 5 条（見出しを含む。）中「、スタッフ又は担当」を「又はスタッフ」に改め、同条の表総務課の項中「運営検討スタッフ」を「調整スタッフ」に改め、同表経営課の項中「施設グループ」を「経営企画スタッフ」に改め、同表開発課の項を次のように改める。

施設課

管理グループ

整備グループ

斐伊川水道建設スタッフ

附 則

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年3月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第3号

島根県企業局事務処理規程の一部を改正する規程

島根県企業局事務処理規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「第47条の6」を「第47条の5」に改める。

第2条中「あたって」を「当たって」に改める。

第3条第2号中「開発課」を「施設課」に改め、同条第21号中「代って」を「代わって」に改める。

第11条中「の各号」を削る。

第16条の3第1号中「一に」を「いずれかに」に改める。

第19条第1項第2号及び第4号中「島根県公営企業」を「島根県企業局」に改める。

第25条（見出しを含む。）中「取扱」を「取扱い」に改める。

第28条第3項中「あたって」を「当たって」に改める。

第29条の2中「出力し」を「出力し、」に改める。

第31条中「うけなければ」を「受けなければ」に改める。

第32条第1項中「あたって」を「当たって」に改め、「の各号」を削る。

第37条第2項中「出来る」を「できる」に改め、同条第4項中「の各号」を削り、同項各号中「もの。」を「もの」に改める。

第39条中「終わった」を「終わった」に改める。

第39条の2ただし書を削る。

第42条の2第2項第1号中「。浄書」を「。 浄書」に改め、同項第2号中「。校合」を「。 校合」に改め、同項第3号中「。施行」を「。 施行」に改める。

第47条の2第1項中「なお」を「ただし」に改める。

第47条の3第2項中「から30年」の次に「まで」を加える。

第47条の6を削る。

第49条第1号コ及び第2号エ中「異議申立」を「異議申立て」に改める。

第52条第2項中「手続き」を「手続」に改める。

第53条の3第2項中「修正」を「修正し、」に改める。

第58条中「第8号」を「第1項第8号」に改める。

第59条中「第47条の6まで」を「第47条の5まで」に改め、同条の表第47条の4第1項の項、第47条の4第3項の項及び第47条の6第1項の項を削る。

別表第1第6号中「または」を「又は」に、「うけた」を「受けた」に改め、「承認」の次に「を得ること」を加え、同表第18号中「並びに」を「及び」に、「貸付を」を「貸付けを」に改め、「許可すること」の次に「（建物又は堅固な工作物を新たに設置する場合に係るものに限る。）」を加え、同表第22号中「長期借入」を「長期借入れ」に、「を決定し、」を「の決定」に、「処分並びに」を「処分及び」に、「取り消し」を「取消し」に改める。

別表第2号中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第3中「本局開発課 企開」を「本局施設課 企施」に改める。

別表第4中

島根県企業局開発課長 印	島根県 企業局開発 課長之印
-----------------	----------------------

を

島根県企業局施設課長 印	島根県 企業局施設 課長之印
-----------------	----------------------

に改める。

様式第13号から様式第16号までの規定中「第47条の4、」を削る。

様式第17号中「、第47条の 6 」を削る。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 3 月30日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県公営企業管理規程第 4 号

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局の職員及び職員の職の設置に関する規程（昭和35年島根県電気事業管理規程第15号）の一部を次のように改正する。

題名中「の職員及び」を削る。

第 1 条を次のように改める。

（定義）

第 1 条 この規程において「職員」とは、島根県企業局に常時勤務する地方公務員（臨時の職員を除く。）をいう。

第 2 条を削り、第 3 条を第 2 条とし、第 4 条を第 3 条とする。

別表中「（第 3 条関係）」を「（第 2 条関係）」に改める。

附 則

この規程は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

